

令和5年2月17日（金曜日）

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会

令和5年2月17日（金曜日）

出席議員（1名） 議長 星 喜美男 君

出席委員（12名）

委員長	菅 原 辰 雄 君	
副委員長	後 藤 伸太郎 君	
委員	伊 藤 俊 君	阿 部 司 君
	高 橋 尚 勝 君	須 藤 清 孝 君
	佐 藤 雄 一 君	佐 藤 正 明 君
	及 川 幸 子 君	村 岡 賢 一 君
	今 野 雄 紀 君	三 浦 清 人 君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 仁 君
副 町 長	最 知 明 広 君
総 務 課 長	及 川 明 君
行 政 管 理 課 長	岩 淵 武 久 君
総 務 課 課 長 補 佐 兼 総 務 法 令 係 長	佐 藤 正 行 君
行 政 管 理 課 課 長 補 佐 兼 行 政 管 理 係 長	小 野 寺 洋 明 君
代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
監 査 委 員 事 務 局 長	男 澤 知 樹 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 男 澤 知 樹

長 係 務 総 兼 幹 主
長 係 査 調 事 議 兼

島 山 貴 博

主 事

浅 野 舞 祐

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会の会議の概要

午後 1 時 4 5 分 開会

○委員長（菅原辰雄君） ただいまより町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は12人であります。

報道機関から撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、委員長においてこれを許可しております。

本日の特別委員会は、先ほど本会議において付託されました同意第 3 号賠償責任の免除についてを審査するため開催するものであります。

説明員として町長、副町長、総務課長、行政管理課長、総務課長補佐、行政管理課長補佐、代表監査委員、監査委員事務局長が出席しております。

早速審査に入ります。

同意第 3 号賠償責任の免除についてを議題といたします。

及川委員。

○及川幸子委員 退席いたします。

（及川幸子委員退席）

○委員長（菅原辰雄君） 及川委員が退席しております。

本件につきましては、本会議において提出者の説明、担当課長による細部説明まで終了しておりますので、これから質疑、討論を経て、委員会としての結論を出したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。

なお、質疑の回数は一度の質疑につき 3 回までとし、さらに伺いたいことがある場合は、他の委員の一度目の質疑がないと認められた後にこれを許可するという事にいたします。

それでは、質疑願います。後藤伸太郎委員。

○副委員長（後藤伸太郎君） 特別委員会ということですが、特別委員会で協議している内容を一般質問される方もおりますので、私からは、あまり突っ込んだところはその方に残しておいて、少しだけ聞きたいと思います。

賠償責任の免除についてという案件であります。賠償責任があるとされた職員の方、かなりいらっしまったと思います。不服というか、やむを得ない事情があったという申立ては、

その該当する職員の方以外からは1件もなかったのでしょうか。確認します。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） 今回の監査結果におきましては、本同意案件のような地方自治法分に加えまして、民法分といった形の賠償責任を示されてございます。それらの賠償責任に対する御本人の申立てといたしましては、この同意3号に係る1名のほか、もうお一方から頂戴をいたしてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎委員。

○副委員長（後藤伸太郎君） では、そのもう1人の方の内容についても、言える範囲で結構ですでお聞かせいただきたいなという思いがいたします。

それともう一つ、今回の内容については、この当該の方が派遣の方であったということも、非常にその結論を導く上では重要な要素たり得るのかなと考えておりますが、ほかにも派遣職員の方いらっしゃったと思うんですね、賠償責任があるとされた方の中には。私の覚えでは、もう1人いらっしゃる、全体で2人いたと思っておりますが、それに間違いはないか確認いたします。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） ただいま議員から御質問いただいた部分でございますが、議員お話しのとおり、賠償責任を有すると決定がなされた方のうち、お二方が派遣職員といった形の身分で従事いただいた方々でございました。

1点目に戻りますと、もうお一方というのは、もう一方の派遣職員であった方ということになります。

ただ、その方につきましては、地方自治法分につきましては既に消滅時効といった形で期限を迎えてございますので、地方自治法分の賠償免除といった形での案件にはならないといったことでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎委員。

○副委員長（後藤伸太郎君） じゃあ、3回目ですので。

今回のこの内容に関しては非常にデリケートといいますか、判断難しいなというふうには感じております。というのも、監査委員からの報告にもありますが、言葉が少し難しいんですけれども、責任はあると。何ていうんでしょうか、事務の中での落ち度といいますか、よくない行為自体はあったと。ただ、それが消えてなくなったわけじゃないということだと思うんですね。けれども、賠償責任、賠償させるほどのことだろうかという内容なのかなという

ふうに、私は、この報告書なりこの案件を読んだときに感じました。そこが争点なのかなと思っております。だから、責任はあるけれども責任はないみたいな、その言葉の言い方難しいんですけども、やってしまったこと自体は事実としてある。そこに対して、職員としてやはり責を負うべきであろうけれども、そのほかにこの方に関しては特に酌むべき事情が新たに見つかった、酌むべき事情がほかの職員、該当する職員の方よりもさらに、何ていうんでしょう、言葉は適当ではないかもしれませんが、情状酌量とでもいいでしょうか、環境が特殊だったよねというような事情がこの人に限っては特にあるという判断なのかなと理解しております。

その上で、その理解の下で話を進めていきますが、この方、前の特別委員会の資料を見ますと、この方がその職務に当たられていたのは、平成30年度、31年度というあたりになるのかなと思います。それで、この方がその事務を担当していた平成30年度と31年度、ここに特別に酌むべき事情があったということになれば、この年度、ほかの該当する職員の方も複数いらっしゃる。多分、資料によると4人ぐらいいらっしゃる。その平成30年度と31年度の事務によって、あなたにはすみませんが賠償責任ありますよとされた方がこの方以外にもいるのであれば、平成30年度と31年度の賠償責任は、そのほかの方々も含めて丸々そっくり酌むべき事情があるというふうになりはしないかと思うんですね。なので、すみません、前置きが長いんですが、この方にだけ特殊な事情があるんですよというような結論に至った経緯というのは、もうちょっとだけ詳しくお聞きしないと、じゃあこの人は免除しますと、ほかの人はいいのではないかと、これやっぱり単純な疑問として出てきてしまうと思いますので、どういう調査といいますか、どういう内情があったのか、言える範囲でということになると思うんですが、もうちょっとだけ聞きたいなと思っております。

それからもう一つは、仮定の話をするのはあまりよろしくないのかもしれませんが、仮に、免除、全額免除ということになるとすると、金額7万2,000円、7万円ですか、は宙に浮くわけですね。その7万円はどこに行っちゃうんだろうと。要は誰が払うんだろうということどうしても気になってしまうので、確定的なことは言えないかもしれませんが、どういうお考えなのかということは聞かざるを得ないのかなと思うので、お伺いいたします。

以上2点になりますでしょうか、お聞かせください。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） まず1点目の御質問でございますが、この方とは、先ほど、私、説明の際に申しましたとおり、面談といった形でいろいろお話をさせていただきまして、説

明に対していろいろなお考えもそのときもお話をされました。御本人とすれば、職に対して当時求められて、結果として求められていたのであろうといった責任といったものについては当然理解をされておるんですが、しかしながら、やはり派遣職員といった身分と申しますか、その処遇の関係、環境から、そうした考えに至らなかったといった事情も自分なりにはあると。そうしたことで正式になされた申立てが関係参考資料のほうに載せさせていただいておる内容でございます。

議員からございましたとおり、当該職員の方につきましては、お話のございましたとおり、平成30年度、31年度に御担当いただいた職員の方でございます。その平成30年度と31年度に限って言えば、この方に限らず、何かその特殊事情があったのではないかと。そうすれば、その免除といった形の範囲も変わるのではないかと申します趣旨でのお話だったと思いますが、総じて申しますと、やはり派遣職員として他市町村からお越しをいただいて事務に従事いただいたという、その環境の特殊性から生じた個別の事情であるといった整理をさせていただいております。何より御本人の申立てにもございまして、その係る事務の引継ぎ自体が派遣職員の方から派遣職員の方に対してなされていたということで、そこは一番大きなポイントと申しますか、うちのほうで着眼しなければいけない点なんだろうなと考えたところでございます。

また、御質問2点目の7万2,905円を免除すると決定をさせていただいた場合、その七万二千何がしをじゃあ誰が負担するのかといったお話でございましたが、賠償責任自体を免除するといった形になりますので、当該7万2,905円につきましては、他の方が負担するといったような金額に移っていくことはないといったことになります。ですので、債権といったことでは消滅するといった整理が正しいのだと考えてございます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかにございませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 じゃあ1回目、何点か伺いたいと思います。

まず、昨日だかおとといの新聞なんですけれども、南伊勢町で病院関係の同じような横領ということで記事が載っていました。そちらのほうでは、県職員の、何ていうんですか、天下り、こういう表現がいいのかどうか分からないんですけれども、そういった方が病院の事務長を役職としてやっていたということで、そこでその方たちが不服申立てを検討しているという、そういう記事が載っていました。

そこで、今回のうちらほうの免除の事案なんですけれども、先ほど前委員も聞いていたように、派遣の方がこういった申立てをなされたということで、私は、以前の一般質問もそうな

んですけれども、申立てできる、何ていうんですか、環境というか、多分、もし私も職員で、こういった賠償請求があったら、私でさえ申立ては多分できないと思います。そういう状況の中で、今回この方は申立てをなされたわけですが、そこで、この資料から見ますと、避け難い事故と同等の場合は免除という、そういうことがあります。そこで、今回は監査委員さんの意見として、事務及び怠った事務の事実認定についてはそのとおりで、ただ、監査委員として新たに接した事実ということで、この申立てをしている方の何項目かのそういった業務環境について、新たに接した事実という、そういうことが書かれています。そうすることによって、例えば今回の方は、先ほどの委員も言ったように、もう震災から10年ぐらいたった平成30年から令和2年までの間のことですので、そこに、それ以前の震災当初からの業務環境というのは、多分、この申し立てられた方の仕事の環境よりももっと苛酷だったと思います。そういったことを鑑みると、今回この免除について反対ではないんですけれども、こういった免除をする場合には、先ほど前委員も言ったように、ほかの方も、免除とはいかないまでも、再検討する必要があると思われませんが、その点に関して伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） 今野委員がお話しされるとおり、震災のほうに遡って時期が近づけば近づくほど、勤務環境というのは厳しかったというのは事実であろうと考えてございます。

ただ、そうした事情というものも、11月の段階で監査結果としてお示しをいただいた内容の中で、まさにその事情が責任を要するであろう額の2分の1といった結果をお示しいただいた、その考え方の中に含まれているんだらうと認識をさせていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 では、今の課長の答弁ですと、本来プロパーの半分のさらに半分、4分の1ということで、そういったこと鑑みたという、そういう答弁ですけれども、この監査の意見の中には、やはり監査委員として新たに接した事実であると認めたということは、苦勞されて監査報告等まとめた監査委員に対しては何なんですけれども、やはりこういった業務環境について同じような形で考慮して今回の監査の結果が出ていたのか、その点の確認をお願いしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（男澤知樹君） 答弁申し上げます。

今、質疑の中で、プロパー職員については2分の1、ただ派遣職員であった者につきまして

はさらにその半分といった中で、結局、プロパー職員と派遣職員というのは、同じ仕事をす
るに当たっても、やはりその職員が受け止める環境、業務のしやすさ等々について違いがあ
ったはずだといった中で、酌むべき事情として考慮すべきだということで、さらに2分の1
といった部分で監査結果がまとめられたと理解しております。

それで、今、業務環境を、監査委員が監査結果をまとめるに当たって、今野委員の御意見と
しては、もっと丁寧に見たほうがよかったんじゃないのかといった趣旨の御発言と受け止め
ましたが、監査委員は、限られた監査資源の中で、書類、そして、その該当職員のヒアリン
グをもう断続的に重ねた結果でございますので、何といたしますか、どこまで、今野議員が考
えているレベルに至っていないのかもしれませんが、監査委員としては、与えられた
監査資源の中で、誠実に、できる限り監査して議論して、必要な法律家の意見も聞いた中で
まとめた結果であるということは申し伝えておかなければいけないのかなと思っております。

以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今の答弁でちょっとあれなんですけれども、やはりこういった今回の免除とい
うんですか、そういったことに対して、3ページに書いてあるような形で、細かいこと言
いますと、引き継がれた内容について問題視する余裕など全くありませんでしたとか、あと時
間外勤務の常態化とか時間の余裕、上司や同僚に相談できるような環境、そして、組織とし
て整えられていなかったという、そういう文言が書いていますので、それは多分、監査委員
さんがヒアリングなり面談しているときに、そういった事実はヒアリングの中で確認は取れ
ていたのか、それとも、何ていうんですか、そういった部分じゃなくて、事務的な事務とか、
及び、怠った事務の事実認定とかを重点的に、何ていうんですか、ヒアリングしたとか、い
ろいろなあれがあると思うんですけれども、そこの部分をお聞きしたいのと。

もしこういった形で、業務環境について免除ということになると、当然、前委員が言われた
ように、この方申立てしたからこの方を免除ということにするのは、やはり違和感が生じる
んじゃないかと思えますけれども。もし、こういった免除ということになった場合には、そ
の他の皆さんの分に関しては再考する余地というか部分はあるのかどうか伺いたいと思いま
す。

○委員長（菅原辰雄君） 監査委員事務局。

○監査委員事務局長（男澤知樹君） 監査委員事務局長として、まず1点目お答えいたします。

申立ての要旨に書いてある部分について監査で承知しておったのかという部分なのかなと思

いますけれども、当然、監査の中で、総務課の人事係のほうから、当時の勤務状況とかについて書類を上げていただきましたし、その当時の環境につきましても、こういった環境で事務が執られておったかといった部分も、当然ヒアリング等も重ねておりました。なので、結果としてプロパー職員と差をつけることがやはり妥当ではないかといったのも、そういった丁寧な、監査委員が行った監査でございますが、丁寧な監査の結果でございます。

ただ、当然、時間外勤務の状況とかも全部監査したんですよ。ただ、この余裕というのは、時間外勤務、時間的なものだけではなくて、要は、気持ち、精神的な余裕といった部分についても実はあったんだという話を、1月ですか、行政管理課長等々から意見を聴取した中で確認することができたということなので、その事実を正直に記載したというまででございます。

ただ、繰り返しますけれども、そういった当時の環境等については、既に11月7日の監査結果に一定程度含ませているということから、そしてこの方が主幹ということで係長相当職だったという事実とかもあるのではという部分で、このような監査結果、意見ですか、求められたことに対する意見として監査委員がまとめられたということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

1点目は以上でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） それでは、御質問の2点目についてお答えをさせていただきます。

まず今回、2月3日付で監査委員からお示しいただいた御意見でございますが、我々の読み方といたしましても、その3ページにございます新たに接した事実というのは、あくまでもこの当該派遣職員の方に限ってのお話なんだろうということで評価がなされたんだろうと読んでございますので、逆説的に申し上げれば、今回のこの評価が他のいわゆるプロパー職員に及ぶといったことにはならないのだろうと、そういった整理とさせていただきます。

若干繰り返しとなりますけれども、やはり先ほど来申し上げますとおり、いわゆるプロパー職員と派遣職員といった、その立場と申しますか、その環境の違いが最も着眼すべき点であるという認識をいたしてございます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はございませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 質問に入る前に、ちょっと特別委員長にお伺いしたいのは、この申立書は11月

の28日付で提出、29日に受付されたと申したですよね。それ、委員長はいつお分かりになりましたか。

○委員長（菅原辰雄君） 暫時休憩します。

午後2時12分 休憩

午後2時14分 再開

○委員長（菅原辰雄君） 再開いたします。

三浦清人委員。

○三浦清人委員 私、何回も、委員長に対しては、特別委員会を開かないんですかというお話をさせてもらっていました。ところが、何も変わったことないから開くことはないということ言われていたので、じゃあ何もないんだろうなと。もちろん、この処分についての申立ては11月中に出してくれやということ言っていたので、私も質問していますのでね、それを確認していましたから、その後も何も、委員長から何も問題ないとか、何も起きていませんと、新たにね。だから、これはもう申立てないものだと思っていた。ところが、この議案の配付のとき見てびっくりしたわけです。何だ、委員長、それじゃ俺に隠していたんだろうかなと思ったりね。誰かに開くなよと語られていたのかどうなのかね、執行部から。そう疑いたくなるわけです。だから、委員長には、特別委員会だから議会主導型でやってくださいよと。何かないかと、執行部に対して変わったことないかということ聞いてくださいよということまで言っていたんだ。それで何ら話もなかったから、私は申立てなんていうのは夢にも思っていなかった。そうしたら、開けてみたらこういう状態になっていた。さてさて困ったなと思っていました。それで、今、確認のためにお話をさせてもらいましたんでね。

では、本題に入りますが、いろいろな方々がいろいろなお話があります。細かいことをごたごた言ったってこれしょうがないんでね。それで、申立書も何回も見ました。それから、監査委員の報告も何度も見ました。

そこで、全部で8人だったかね、対象者。職員、8人か9人ぐらいあったのかな。それぞれの負担割合とか、監査委員が出したやつね。その中のお一人、お二人が派遣職員で申立てをした。お一人の方は自治法上の関係から負担はしなくてもいいと。もう1人の方は、民法上の関係で負担をしてくださいよということなんだね。

それで、監査委員はいろいろと調査して、聞き取り調査もして、個人個人からも話聞いたと

思うんです。それでいろいろ時間を割いて、代表さんなんか本当に大変な思いで、いつまで出してくれみたいなことでやったものだから、大変な思いをして調査して出してきたわけですよ。先ほど来お話ししているように、派遣職員だから、プロパーと違って、その割合負担もその半分、また半分にしましょうと、4分の1にしましょうということまで出してきた。それはそれで私はいいと思っているんです。

ところで、この申立ての内容を見ると、先ほど、行政管理課長、この派遣の職員の言っていることはプロパーの職員には該当しないみたいな話されたんだけど、この内容、申立ての内容見ると、プロパー職員の中にもこれと同じような内容の方々がいるのではないかな。私はいると思うんです。それで、申立てをした方だけが免除というのはどうなのかなという思いがしているわけです。ただ、残念ながらというか、それは申立てをしないのが悪いという捉え方では困るわけです。申立て、文句ないからあなたたち申立てしなかったらと、それだから出せやというやり方では、私は納得いかないわけです。言いたくても言えない。そこを酌み取ってあげなくてはならないんじゃないですかと思うんです。したがって、プロパーの方々でも、申立てをしなくても、この申立てをした内容に類似するといえますか、そういう内容の方々もいるのではないかなという思いでいるわけです。額ではないんです。額ではないんですよ。

そこで、町長、お聞かせください。私、以前から、職員に負担をさせるのはどうかという話をしてきました。この際、申立てした人、派遣だからなくしましょう、申立てしないプロパーだから支払えというようなことではなく、全ての職員に負担をさせることのないようにしてほしいわけです。そういうお考えはないでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これまで長い間、代表監査委員それから及川監査委員にはいろいろ調査をしていただいて、大変御苦勞をおかけしたと思っております。そういった面では感謝を申し上げたいと思います。

そういった中から導き出された方向性でございますので、そこは我々も監査委員からの申立て、報告につきましては、そのとおり受け止めさせていただいて、議会の皆さんにお諮りをさせていただいているということですので、考え方とすればそういうことだというふうにお話をさせていただきたい。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 いや、私、監査の意見見たんですけれども、これは、免除をしなさいという、

何か書かれているところがあるんですか、俺の解釈の間違ってはいるんですかね。そうは言っていないと思っているんですよ。免除をなさいというような。まるで、今の答弁はね。町長から言われて調べたわけだ。免除したいからということで調べた。そうだけれども、これは免除すべきであるという内容のものじゃないですよ、この報告書意見など見ると。私はそう解釈しているんです。

ただ、せっかく町長が言っているんだから、今回の町長の求め自体は十分に理解できるものであると。理解はするよと。町長の言っていることは理解はするけれども、そうしなさいという内容じゃないんだ、意見は。私はそこ解釈しているんです。今の町長の話だと、せっかく監査委員が取りまとめたから、それに従ってやるみたいな話しぶりだけれども、そうではないと私は思っているんです。だから、もう少し考え直す気はないですか、その全員を免除するという方向性で。その辺のところ再度確かめたいです。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 1点目はこの方、申立てした方の最後のほうに、免除をしていただきたいということでの申立てでございます。したがって、それについて、監査委員のほうで、今お話しのように、十分に理解できるということですので、私どもとすれば、そういった免除ということについて監査委員にも御理解いただいたものということで、今回、御提案をさせていただいているということです。

それから、2点目の問題については、考えてはございません。いずれ、申立ての時点で、お二人の方が出しましたが、それ以外の職員については、我々とすれば、申立てしないということですので、考え方としては変わらないと。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 分かりました。これ以上細かいところまでは質問はしないうちでおります。

それで、これは執行部もそうでありますし、監査委員事務局も監査委員も、弁護士さんお願いしているわけですよ、弁護士さん。この件に関して、顧問弁護士さんに支払う金額ありますよね。顧問料じゃなくて別な、別にです、この件に関してはね。その額。それから、監査委員のほうでも弁護士料金かかっているわけですよ。それは大体合わせて、おおよそいいですから、幾らぐらいになっているのかなと。ただではないですから。その辺をお聞かせいただきたい。

それから、このほかの方々、今の町長の話ですと、ほかの方々には免除しないと。免除しないというお話でした。免除しないで、その方々からの徴収、頂く。そうしたときに、実際に

町が損失した額差っ引いたとき、差っ引いてですよ、その額というのは幾らぐらいになるのか。それは誰が負担するのか。その辺、金額的に分かりですか。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） まず、本件の取扱いに当たって、法律家の相談等に要した経費ということでございますけれども、この事案に関しまして、基本的には顧問弁護業務の範囲内での法律相談ということで御対応をいただいております。ただ、一方で意見書といったものもお出しをいただいておりますので、それは別な形でお願いをさせていただいております。

ただ、御理解をいただきたいのですが、その意見書の作成といったものは、従来に旧日弁連基準のようなもので公にされている金額でもございませんので、そこはこのリアルタイムで公開されている場での回答は差し控えさせていただきたいと思っております。

また、2点目といたしましてお話しいただきました、免除を決定した場合の収入し得ない金額といたしますか。先ほど申し上げておりますとおり、今回、同意第3号としてお願いをさせていただいている以外にも、お一方、申立てがなされてございます。その方につきましては、地方自治法分でございますので、民法分ということで議会の御同意をお願いするといった手続にはならないんですが、その方について、同様の考え、判断で、請求しないといったことを決定しました場合には、合計として申し上げますと、このお一方については、同意第3号の対象である地方自治法分と、もう一つ、一方で民法分もございまして、その金額。同意第3号に含まれていないもう一方については民法分。その合計につきましては18万1,950円でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（男澤知樹君） 法律相談業務に関して、監査委員のほうにも質問がございました。

具体の金額につきましては相手方ございまして差し控えますが、考え方としては1時間幾らといった形で、電話あるいは事務所に我々が参じての相談、あるいはメールでのやり取り、あるいは先生が調べたりする時間等々も全部1時間幾らといった中でカウントされるような契約でございまして、回数としては、本件事案が監査委員のほうに来た以降、来て以降ということなので、今、何回と何時間というのは書類持っておりませんが、結構な時間がかかったと記憶しております。

以上であります。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 質問の仕方が悪かったな。私聞いたのは、総体で損害金があるでしょう、全部で、全部でね。いろいろと個人個人からも頂いて、あるいは本人からも、それまだはっきり分からないと思うんだな、本人。ただ、請求額があるでしょう。本人、まだなっていないのかな。本人との、何て言ったらいいのか、本人というのは。職員でなく、農業共済の職員のほうの金額をもらおうと。請求した額のとおりね。何かそっちは払うと言っているんだから。その差額、総体のやつで、町の職員が支払う、それからその当事者も支払う、その差額というの出てくると思うんだ。半分ぐらいになるのかな。どうなのかな。それが幾らぐらいになるのかなと。それは誰が負担すんのやということを聞きたいんですよ。

それから、ああ、分かりました。では、いいから。時間かかるんだろうから。それは後の機会にでね、出しておいてくれない。質問するときあるから。はいはい、いいです。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はございませんか。（「2巡目」の声あり）今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 じゃあ、今、2巡目ということで。

今回のこの意見に関してなんですけれども、私、前の議会で一般質問した経緯があります。その際に、町長の答弁としては、最初の年にその補助金の二百何万円かをその方が返してもらえれば、こんな、こんなとかこういった事件にはならなかったと、そういう町長の答弁ありました。そんな中で、この協議会の会長である町長が協議会を開かなかったからそういったことも起きたんじゃないかという、そういう思いも私はしてしまっています。そして、なおかつ、その協議会に下りるお金を正式な事務委託というんですか、そういったこともなされずに進んできて、今回こういった事案になったと思われまして。

そこで伺いたいのは、先ほども聞いたんですけれども、こういった、10年たって、約10年たつての業務環境というんですか、それを考慮して免除するというのであれば、私としては、これは臆測でしかないんですけれども、当初から、1年目、2年目から業務を担ってきた方たちは、同じような環境で、もっと苛酷な状況で事務を執っていたと思われまして。そういったことから、今回、申立てがあつてこの方の免除という、そういう議案なんですけど、やはり、こういった事案で免除するとなつた場合に、先ほど来いろいろな法的なことからいろいろ答弁あつたんですが、派遣職員の方たちだけでなく、私はプロパーの方たちも免除する必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、その件に関してどのような形で、無理なのか、やればいいのか、その点伺いたいと思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

今回、議案関係参考資料のほうに、当該元職員の方から申立てがなされた実際の文面についてお示しをさせていただいております。

先ほど三浦委員からお話のあった内容とも重なる点はあるかと思うんですが、この方の申立てをちょっと引用して御説明をさせていただければ、この方の申立ての中段目ぐらいまでのいわゆる忙しかった、多忙であったといったことにつきましては、これはこの方に限らず、派遣職員、いわゆるプロパー職員に限らず当てはまるんだろうと考えてございます。ですので、いわゆるプロパー職員の方々も、申立てをなされなかったとはいえ、様々な思い、お考えがありながらも、結果として申立てをなさらずに賠償といったことに御対応いただいたんだろうと整理をさせていただいております。

ただ一方で、この申立ての中で特に着眼すべき点といたしますれば、6ページの下段に入ってからのもた書きの部分だと思うのですが、やはり、先ほど来申し上げておりますとおり、この当該事務がこの平成30年度、31年度にこの方が担当するに至った、そのスタートの段階の引継ぎは、やはり同じような派遣職員の方からなされた事務であると。したがって、前任者が派遣職員の方ということで、結果として、庁舎内にもその前任者の方がいらっしやなかったと。ですので、事務手続等について仮に疑義が生じたとしても、不安などがあつたとしても、前年度までの状況について直接相談する相手方もいなかったといった点が最たる特殊事情であるといった整理をさせていただいておりますので、決してその繁忙であったといったことがこの方以外の職員に当てはまらなかったのかといえばそうしたことなく、激務とかそういった多忙といった環境については、他のいわゆるプロパー職員の方々にも当然に当てはまるのであろうと、当てはまったのであろうと考えてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今の課長の答弁で、引継ぎの段階で難しかったという、そういう答弁がありました。しかし、ここだけ、引継ぎの部分だけ取り上げるということも大切なんですけれども、やはり全般的に見て10年弱に及んだこういった事案に関しては、職員の方が申立てがなかったという、そういうことなんですけれども、それは、私は職員でもないんですけれども、当然、何ですか、申立てできるような状況ではあるんでしょうけれども、心情的な面で、当然、官僚組織の中で働いていく上で、そういったことは思っているけれども誰もできないんじゃないかと、そういう私は思いがしていました。これは私だけの思いなのかどうか分からないんですけれども。

そこで、申立てがなかったから免除しないという、そういう方向みたいですが、こういったやつ、たしか職員のプロパーの方たちの賠償額総額で二百何十万円ぐらいかだったと思うんですが、そういったやつを同じような形で免除するという、そういうことはできないのかどうか。その辺伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（男澤知樹君） 監査委員事務局長の立場で、若干答弁させていただきます。

まずは、震災当時の状況のほうがよくといた部分でございますが、昨年の特別委員会で御説明等がありましたとおり、震災のときというのは、平成22年度分の補助金が平成23年度の震災直後ですか、に交付されていたという部分につきましては、苛烈な状況であったといったことから、平成22年度分の補助金の交付に関与した者につきましては、これは免除することは相当ではないかといった監査結果が出ておったというのが一つ。まずそこは申し上げさせていただきます。

あと、法律の解釈の部分でございますが、地方公共団体の長、町長の賠償命令は、原則として監査委員の決定に一致しなければならないというのがあります。ですので、先ほど来、町長が答弁されておるのは、そういうことでございます。あくまでも、本件につきましては法律に基づいて当局監査委員が事務を執っておるということは御理解をいただきたい。感情の部分というのも当然我々人間ですのであるんですけども、基本的には法律の範囲を超えるような判断というのはなかなかできないといった部分で、町長が先ほど申し上げたのは、粛々とといった部分で、そういうことでございますし、あと、本件のような、要は免除をしていただきたいというのは、あくまでも、これも法律ですけども、法律法律と言って申し訳ございませんけれども、あくまでも、その当該者がまず申立てを起こすというのがやはり必要でございますので、これを、今の今野委員のお話ですと、なかなか申立てを起こすのが難しいような状況だから、こちらから起こしたらといった部分かとは思うんですけども、それは法律上あってはならない行為でございますので、そこは、当局の職員は篤と理解した上で、ある種苦渋の部分で日々事務を執っておられる部分もあるんだろうと思慮いたしております。そういった部分も含めまして御質疑を交わしていただければななんていうふうに思っております。

以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 今野委員。

○今野雄紀委員 大体、今の監査委員事務局のあれで、法的な部分ということで大体納得はした

んですけれども、要は申告制みたいな感じで、しないと発生してしまうという、そういう捉え方でいいのかと思います。

しかしながら、やはり今回の大きな震災絡みの事案では、先ほど監査委員事務局説明したように、法的な部分では、申告なされた方の免除は法的にオーケーということなんでしょうけれども、どうしても、大変な中、復興に事務作業をしてきた方たちにとっては、やはり自分の置かれた立場、立場というか身分というんですか、そういったことからすると、どうしても、申告したくてもできないような状況にあったのではないかと私は思います。

そこで、免除ということに関しては法的なことでも無理だということなんですけれども、ちなみに、私、一般質問でもしたように、誰かがそれを肩代わりして賠償するという、そういうことだと、そういったこともまた法的に難しいのか。簡単に言うと、前も一般質問でもしたように、三役がある程度責任を取るべきではないかという、そういう思いがあったものから、そういったことは可能なのか、法的に。そのところを伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

先ほど監査委員事務局長のほうから、地方自治法に基づく手続、必要な手続を我々も取らせていただいているというお話がございましたとおり、あくまでもこの地方自治法に基づく返還、返還というのは賠償 命令といった手続と、行政処分となりますので、当該処分をほかの方に移すといえますか、その相手方を変更するということは、法律では想定はされていない手続でございます。結果としては不可能でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 3回終わっているよ。じゃあもう1回、簡明にね。

○今野雄紀委員 はい。では、そういった法的に難しいということですが、例えば、総額でたしか250万円前後だったと思われるんですけれども、そういった金額を、この免除される方と同じような形で、何ですか、消滅とかさせるような方法はあるのかどうか。例えば、この職員の皆さんが負担する分を、こういった表現はあれなのかどうか分からないんですけれども、チャラにするような形の方策というのは、現時点では取れないのかどうか。ちなみに、再三申し上げますけれども、震災後に大変な思いをして、派遣の方たちの応援もいただきながらしてきたこういった事案ですので、例えばその金額を、私は、全額免除しても、町民の方からはある程度の理解は得られるんじゃないかという、そういう思いがしますので、そういった方向がこういった形とか探れないものか、伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

まず、この段階で免除といった手続が可能かどうかといったことですが、その前提として御理解を賜りたいのが、今回の同意第3号と同じように、仮に免除といったことをこれまで検討するとした場合にも、そのきっかけ、スタートは、あくまでも地方自治法上は御本人の証明、申立てでございますので、これまでの答弁と同じような内容で恐縮ですが、そのきっかけがない限りは、監査委員からいただいた決定内容について、長のほうで積極的に免除といったことに働くといったことは、法律の趣旨からしてできないということでございます。その点は御了解をいただきたいと思えます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかにございせんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 今後のこともありますので、参考までにちょっとお聞きしておきたいんですが、この申立書あって、却下ではないけれども、法にのっとって進めてきたわけですから。それで、結果的には、今回、免除の議案として出してきた、同意案だ、議案ね、出してきたんだけれども、これ例えば、認めないよと、町としてね、あなたの申立ては却下、却下するとうか、なって、向こうはどう、向こうというかね、裁判なるかと思うんですよ。そのときの勝ち目はどうなんですか、町としての勝ち目。岩淵課長、法律に非常にこの中で一番詳しいと思って聞くんだけれどもね。これどうなんですかね。逆に弁護士さんと相談したんでしょう、その辺あたりも。だから、最初から負けるのが分かっている、やったほうが良いと思ってやったのかどうか。これは私のげすな勘ぐりですけどもね。どうなんでしょう。やった場合において。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） 仮にといったことではございましたので、この同意第3号が仮に否と決された場合につきましては、自治法で予定される手続といたしますと、監査委員からいただいた決定に基づいて賠償命令を発出するといったこととなります。

さらにもう一段、若干手続が御本人から出る可能性があるのが、いわゆる審査請求といったものがなされるといった可能性はございます。

その後、三浦委員お話しされたとおり、最終的には訴訟といったことになろうかと思えますけれども、訴訟となれば当然、町の主張とすれば、その根拠というのは賠償命令ということになると思えますので、町が主張するのは、賠償命令どおりの賠償をお願いしたいということをお繰り返すといいですか、それを主張を重ねていくしかない。それに対して相手方のほうも、どういった、この申立書とはまた別に、どういった主張をなされるかはちょっと想

定はできませんけれども、なかなか勝ち負けというのは難しいのかなと思う。その前の審査請求の段階で、ある程度の、訴訟に至る前の段階で、ある程度の結論というのには至れるのかなと考えてございます。

ですので、相手方の今回申立てにも理由が、相当の理由があると認めた上で、今回、同意案件として付議をさせていただいてございますし、町としてその申立てをお願いするという段階でお示しをさせていただいた監査結果というのも相当の理由があるものと当然認めさせていただいておりますので、現段階でお答えできるのはその程度かなということで御理解いただきたいと思えます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず本案に対し反対討論の発言を許します。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 本案に対して反対の立場から討論させていただきます。

先ほど来の委員会の中で、やはり、今回この当該の方の免除に関しては反対ではないんですけれども、そのほかの申立てしたくてもできなかった方たちの思いを込めて、免除するなら全員の方の免除をしていただきたいという、そういう思いから、本同意案に関しては反対とさせていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。後藤伸太郎委員。

○副委員長（後藤伸太郎君） 同意第3号の内容は、当該職員の、元派遣職員の方の賠償責任は免除すべきという内容です。直前に聞いたお話は賛成ですよ。改めて私が賛成討論するまでもないんじゃないかと思うんですが、やはり平成30年、31年、それから、震災を受けて、思い返せば今から12年前になりますか、もう。この町が大変な惨状に見舞われた中、何とかお役に立ちたいと思って来ていただいた職員の方、右も左も分からない中、前任者もいない中、事務を必死に執り進めようとしていただいた方に責任を問わなければならないという、この苦渋の選択があったわけですが、当人からの申出もあり、南三陸町として派遣職員に来ていただいた方に、あなたの事務は間違っておりましたのでお金を支払ってくださいというのが正しいのかどうかということだと思います。私はそれは言えないと思いますので、本案には賛成であります。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）ないので、これをもって討論を終結いたします。

これより、同意第3号を起立により採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸

君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（菅原辰雄君） 起立多数です。よって本案は同意することに決定いたしました。

以上で、同意第3号賠償責任の免除についての審査を終了いたします。

本特別委員会での審査結果につきましては委員長報告を作成し、議長に対し報告することといたします。なお、本報告につきましては、議長を除く議員全員で構成する委員会でありま
すので、本会議においての報告は省略することとしたいと思います。これに御異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） 異議なしと認めます。よって本会議においての報告を省略することを
議長に申し出ることといたします。

以上で会議を閉じたいと思いますが、今後も必要に応じて委員会を開催することとし、その
日程については議長・正副委員長に一任いただきたいと思います。これに御異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） 異議なしと認めます。

以上で、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

午後2時53分 閉会